

令和5年 第8回浅口市農業委員会議事録

令和5年7月14日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	欠	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志                      書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第27号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第12号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和5年8月16日（水））

開会（午後1時30分）

議 長

それでは、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

私ごとなのですが、先月29、30と山口へ用事があって、豪雨の中行ってきたんですが、そのときにパーキングに寄りましたら、ガソリンが192円、リッター当たりという値段がついておりました。びっくりしまして、そうすると、今日朝のニュースでは、9月に入ったら185円になるだろうと、リッター当たりというふうなニュースが、補助金がだんだん下がってきて185円になるだろうというふうなことを言っておりました。農業では農機具を使ったりするのに、軽油やガソリンが、経費がかかるわけですけど、その上に異常天気とか、肥料なんかが高額になってきてますし、ちょっとした肥料を買うとすごい値段になつとるなと思うんですけど、これから農業は大変だろうと思いますが、皆さんそういうこともお気をつけて、なるべく早く買うとか、いろんな対処をしていただきたいと思います。

それでは、委員会を開催させていただきます。

これより令和5年第8回浅口市農業委員会を開会します。

ただいまの出席委員は11名で定足数に達しております。まだ、推進委員は12名の参加であります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において、8番虫明委員、9番虫明委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

委 員

異議なし声

議 長

異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第25号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

607番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。議案書は2ページになりますので、お開きください。

議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年7月14日提出。

番号607-1、鴨方町六条院西、田、1、052平米。同じく2外といたしまして、田1筆、406平米、畑5筆、784平米。譲受人は、〇〇〇〇、譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長

次に、私から補足説明をさせていただきます。位置図については、1から2、3から4ページでございます。

607の①については、倉敷紡績の西の、矢掛・寄島線より西に約50メートルのところと位置します。また、2、3、5、6、7は県道六条院・東里庄線、つまり四条原から西六のほうへ抜ける西のところではありますが、それより南に約200メートル

ルから250メートルの新池の西50から80メートルのところに位置します。また、4は新池東50メートルのところに位置します。この譲渡し人は倉敷に住んでおり、なかなか管理ができないということで、譲受人と話がついたものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

ただいま説明をいたしました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、607番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、608番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号608、鴨方町鴨方、田、468平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。

位置図は、5ページ、6ページになります。

場所は、鴨方の町家公園がありますけど、町家公園から南へ約200メートルぐらいに位置します。譲渡し人の親あるいはまたその親の家というのが、この譲受人の住む近所になります。今、出ています土地は、譲受人の隣になりますけれども、この土地がずっと今まで草がなかなか刈ってもらえなくて困っていたんだという話はされていきましたけれども、それがここで何とか譲り受けるようになったようです。別に問題ないかと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、608の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、610番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号610、寄島町、田、21平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、梶原委員ですが、欠席のため、大島推進委員、説明をお願いいたします。

委員 寄島地区担当推進委員の大島です。

位置図は、7ページ、8ページになります。

本件の場所は、大浦神社から北へ約500メートルの場所に位置します。譲受人は、本件の南側に隣接する場所で耕作しておりまして、譲渡しが遠方で管理が難しいということから、今回の話がまとまったということです。特に問題はないと思います。よろしくご審議のほうをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、610番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

ここで事務局が休憩を求めていますので、暫時休憩といたします。

(休憩) 午後1時40分～午後1時43分

議長 それでは、再開をいたします。

606番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書のほうは3ページになりますので、お開きください。

議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権設定)。令和5年7月14日提出。

番号606、鴨方町六条院東、田、901平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。貸借の期間、5年となっております。借受けの理由は増反、貸出しの理由は労力不足です。借受人は、取得に必要な許可要件を満たしております。

なお、許可となった場合につきましては、先ほど申し上げましたとおり、借受人が法人になりますので、条件付での許可となりまして、貸借期間中は毎事業年度ごとに営農状況に係る報告が必要となります。

以上、よろしく願いいたします。

議長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いいたします。

委員 11番渡邊です。この案件の場所は、かもがたドライブインの東側に新しく道が南に向けてできております。その道を南へ300メートルから400メートル行った東側になります。代表取締役の人はこの案件の近くの出身でありまして、その借り受けた土地にハウスを建てて、この名前のおお、〇〇〇〇書いてありますけれども、メロンを栽培するということでもあります。先ほどの説明がありましたので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、606番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第26号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

609番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は4ページになりますので、お開きください。

議案第26号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年7月14日提出。

番号609、金光町佐方、畑、355平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は建て売り住宅及び露天駐車場で、施設の概要は〇〇〇〇となっております。農地区分は第2種でございますけれども、目的を達成できるほかの土地がございません。一般基準上問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地と雑種地となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委 員 3番友田です。位置図のほうは11ページ、12ページになります。

場所は、国道2号線のみわ病院のところの信号を南浦線上で南に入って、最初の点滅信号、次の点滅信号をそのまま行って、それからすぐ佐方川を渡って左に入る橋があります。それを行ったところということで、みわのほうから行くと五、六百メートル南になります。ちょうどこの11番の地図で、この該当の土地の南側というか、西側、こちらのほうには、団地の部分がありますが、これのちょうど向かい側になります。道路沿いの、12ページの地図では〇〇〇〇、それから〇〇〇〇、この2つの雑種地も合わせての開発というふうに聞いております。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただいま説明がありますか。

委 員 質疑はありませんか。

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、609番の件についてご異議ありませんか。

議 長 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、611番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号611の1、鴨方町六条院中、畑、82平米。同じく2、鴨方町六条院中、田、98平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。同じく3、鴨方町六条院中、田、713平米。譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は長屋建て住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地がございません。一般基準上問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、私から補足説明をさせていただきます。

位置図は13、14ページであります。

場所は、鴨方消防署より北西に約200メートルのところに位置します。近くには

出雲教山陽分院とかカイトックという会社がございます。1、2につきましては、非常に竹林が近づいてきておりまして、その北側はほとんど竹林となっております。ほとんどは畑にならない、タケノコが生えたりしてというんで、ここで管理ができないということで譲り渡すことになっております。また、3につきましては、実家がすぐ近くにありまして、実家の人が管理しておりましたが、譲渡し人がこれ以上ご迷惑をかけるわけにいかないということで、譲り渡すことになったものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

ただいま説明をいたしました。

質疑はありませんか。

委員  
議長

なし声

質疑なしと認めます。

それでは、611番の件についてご異議ありませんか。

委員  
議長

異議なし声

異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第27号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。議案書は5ページになります。

議案第27号農用地利用集積計画につきまして。令和5年7月14日提出。

それでは、説明いたします。

番号4番から5番の2件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税棟納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は2名、農地は8筆です。全て新規です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は全て10年以上となります。

次に、6ページへ移ります。

1の(1)地目別設定面積につきましては、田、1,770平方メートル、畑、2,365平方メートル、計4,135平方メートルです。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員  
議長

なし声

質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員  
議長

異議なし声

異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第12号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題としま

す。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は7ページになりますので、お開きください。

報告第12号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和5年7月14日提出。

番号600の1、金光町佐方、田、524平米。同じく2外といたしまして、田3筆、1,074平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年5月30日です。

番号602、金光町上竹、田、352平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和5年6月3日、引渡し年月日は令和5年6月4日です。

番号603、金光町下竹、田、275平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和5年6月3日、引渡し年月日は令和5年6月4日です。

番号604、金光町下竹、田、573平米、借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和5年6月3日、引渡し年月日は令和5年6月4日です。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑がないようですので、報告を受けたこととします。

事務局 日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いをします。

事務局 ①トラクター等の登録について  
②最適化の活動費の報酬について  
③相続土地帰属制度について  
④農業者年金の加入について  
⑤次回の農業委員会について

議長 それでは、ないようですので、以上で終わらせていただきます。

暑い日がこれから続くようですので、十分お体にお気をつけください。

それでは、ご苦労さまでした。

閉会（午後2時18分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年7月14日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩